

賦課金及び漁業権行使料金

赤川漁業協同組合

鶴岡市本町三丁目3番20号

電話 22-2077番

賦課金	組合員全員に賦課する料金	納付期限	賦課金	過怠金
		4月30日	2,600円	納付期限の翌日から日歩5銭の割合で徴収する

賦課金は各年度4月1日現在70歳未満の組合員は2,600円とし、70歳以上の組合員及び身障者手帳を所持する組合員は1,300円とする。ただし、役員については2,600円とする。納付期限は各年度ごとの期日とする。

第五種 共同 漁業 権	魚種・漁法・漁具		納付期限	行使料
	あゆ漁業	友釣り		7月1日
掛釣り		8月31日	3,650円	
投網		8月1日	5,150円	
巻網(刺網)		8月1日	8,800円	
ます漁業 (サクラマス)	釣り		7月31日	3,100円
	投網		7月31日	6,200円
	巻網150m以内		7月31日	41,200円
やつめうなぎ漁業	徒手採捕(手かぎ含む)		7月31日	2,800円
	やつめ釜		7月31日	4,550円
もくずがに漁業	釜・かご		7月31日	1,550円
雑魚漁業	瀬曳網		7月31日	22,700円
	投網		7月31日	3,200円
	もんどり網		7月31日	2,300円
	刺網		7月31日	5,050円
	かじか釜		7月31日	3,950円
	竹釜		7月31日	2,300円
	さげ針		7月31日	2,300円
舟使用漁業	一隻につき2,100円(全漁業に使用。ただし大鳥池、新川での使用は出来ません)			

1. 賦課金を納めた組合員は竿釣り、たも網、すくい網による雑魚漁業が出来ます。やすの使用はかじかに限る。
2. 県内共通遊漁証 全魚種 25,700円、雑魚 15,400円、申込書は組合事務所にあります。
3. あゆ投網の行使料を納付した方は雑魚投網も出来ます。

《内水面において漁業をする場合の注意事項》

1. 組合員は賦課金を納付しなければ漁業をすることはできません。行使料は漁業をする前に納付してください。
2. 漁業をする際は必ず組合員証、行使証を携帯し漁場監視員に提示を求められた場合はこれを拒んではなりません。
3. 瀬曳網及びます巻網漁業は、1統12人以内で、所定の手続きを経て許可されたものに限りします。
4. 刺し網(あゆ巻網)を継ぎあわせて使用することは出来ません。
5. 刺し網、かに釜、かごを使用する者は名札をつけなければなりません。

《漁業者のマナー》

他人に迷惑をかけたり、不快感を与えないようにしましょう。

ゴミや空き缶、ビニール袋などかならず持ち帰り、河川環境の浄化にご協力ください。